

みどり戦略交付金（みどりハード・ソフト）を 御紹介します

令和 6 年 6 月
農林水産省

みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

「Farm to Fork戦略」(20.5)
2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)
2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）

2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、

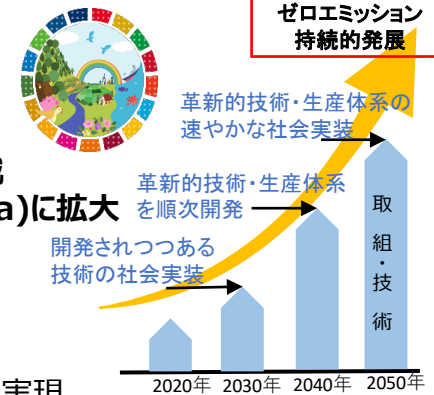
今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。

補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※ 革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。



期待される効果

経済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

環境 将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

みどりの食料システム法※のポイント

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための
環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律
(令和4年法律第37号、令和4年7月1日施行)

制度の趣旨

みどりの食料システムの実現 ⇒ 農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保

みどりの食料システムに関する基本理念

- ・ 生産者、事業者、消費者等の連携
- ・ 技術の開発・活用
- ・ 円滑な食品流通の確保 等

関係者の役割の明確化

- ・ 国・地方公共団体の責務（施策の策定・実施）
- ・ 生産者・事業者、消費者の努力

国が講ずべき施策

- ・ 関係者の理解の増進
- ・ 技術開発・普及の促進
- ・ 環境負荷低減に資する調達・生産・流通・消費の促進
- ・ 環境負荷低減の取組の見える化 等

基本方針（国）

協議 ↑ ↓ 同意

基本計画（都道府県・市町村）

申請 ↑ ↓ 認定

申請 ↑ ↓ 認定

環境負荷低減に取り組む生産者

生産者やモデル地区の環境負荷低減を図る取組に関する計画
(環境負荷低減事業活動実施計画等)

※環境負荷低減：土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減、温室効果ガスの排出量削減 等

【支援措置】

- ・ 必要な設備等への資金繰り支援（農業改良資金等の償還期間の延長(10年→12年)等）
- ・ 行政手続のワンストップ化*（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認等）
- ・ 有機農業の栽培管理に関する地域の取決めの促進*

* モデル地区に対する支援措置

新技術の提供等を行う事業者

生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等、機械・資材
メーカー、支援サービス事業者、食品事業者等の取組に関する計画
(基盤確立事業実施計画)

【支援措置】

- ・ 必要な設備等への資金繰り支援（食品流通改善資金の特例）
- ・ 行政手続のワンストップ化（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認）
- ・ 病虫害抵抗性に優れた品種開発の促進（新品種の出願料等の減免）

- ・ 上記の計画制度に合わせて、必要な機械・施設等への投資促進税制、機械・資材メーカー向けの日本公庫資金を措置

基盤確立事業実施計画の認定スキーム

- 主務大臣は、機械・資材メーカーや食品事業者等が作成する基盤確立事業実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組を各種特例措置により支援。

基盤確立事業とは・・・（法第2条第5項）

農林漁業由来の環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するために行う事業

（①～⑥）

国（主務大臣）

計画認定の
申請

認定

事業者

〈基盤確立事業実施計画を作成〉

- ① 先端技術の研究開発及び成果の移転の促進
- ② 新品種の育成
- ③ 資材又は機械の生産・販売
- ④ 機械類のリース・レンタル
- ⑤ 環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物を不可欠な原料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要開拓
- ⑥ 環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物の流通の合理化

（地方農政局を經由して、農林水産省及び関係省庁が協議し、認定を行います。）

主な認定要件

- 1 基本方針に適合し、当該事業を確実に遂行するために適切なものであること
- 2 農林漁業由来の環境負荷の低減の効果の増進又は環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に相当程度寄与するものであること（事業展開による効果の広域性や、技術の普及状況等を踏まえた先進性等が必要です。）

※生産者向け投資促進税制の対象機械としての確認を受ける場合

（①～③を満たす必要があります。）

- ① 以下のいずれかに該当すること
 - ・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる設備等
 - ・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる事業活動の安定に不可欠な設備等
- ② 10年以内に販売されたモデルであること
- ③ 農業者の取得価額が100万円以上になると見込まれること

支援措置

○補助金等適正化法の特例

- ・補助金等交付財産の処分（目的外使用等）の制限解除に関する承認手続のワンストップ化

○農地法の特例

- ・農地転用許可の手続のワンストップ化

○種苗法の特例

- ・品種登録の出願料及び登録料の減免

○食品等流通法の特例

- ・日本公庫による長期低利資金の貸付適用

○中小企業者向け金融支援【非法律事項】

- ・日本公庫による低利資金

（新事業活動促進資金 特別利率②）の貸付適用

〔機械・資材メーカーによる、環境負荷低減に資する先進的な製品の増産のための設備投資に対する資金繰りを支援〕

○課税の特例（法人税・所得税）

（１）資材メーカー・食品事業者等向け

化学肥料・化学農薬に代替する生産資材の専門の製造施設・設備等の導入に対する投資促進税制（特別償却）

（２）機械メーカー向け（対象は生産者）

生産者が環境負荷低減事業活動に必要な機械を導入する際に投資促進税制が適用（特別償却）

〔販売する設備について、生産者の投資初期の負担を軽減〕

※認定を受けた者に対する各種予算事業でのメリット措置を受けられます。

＜対策のポイント＞

地域のバイオマスを活用したエネルギーの地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の施設整備を支援するとともに、バイオ液肥散布車の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組及びバイオ燃料等製造に係る栽培実証等を支援します。また、みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者が行う、良質な堆肥等の生産や環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物の流通の合理化のための施設整備等の取組を支援します。

＜政策目標＞

- 化学農薬使用量（リスク換算）の低減（10%低減）
- 化学肥料使用量の低減（72万トン（20%低減））[令和12年まで]

＜事業の内容＞

1. バイオマスの地産地消

- ① 地産地消型バイオマスプラントの導入（施設整備）
家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まらず、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、調査、設計、施設整備（マテリアル製造設備を含む）、効果促進対策等を支援します。
- ② バイオ液肥散布車の導入（機械導入）
メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車の導入を支援します。
- ③ バイオ液肥の利用促進
ア 散布機材や実証は場を用意し、メタン発酵バイオ液肥を実際には場に散布します（散布実証）。
イ 散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、肥料効果を検証します（肥効分析）。
ウ 普及啓発資料や研修会等により利用拡大を図ります（普及啓発）。
- ④ バイオ燃料等製造に係る資源作物の実証
国産バイオマスの一層の活用に向け、荒廃農地等を活用した資源作物由来のバイオ燃料等製造に係る検討や栽培実証等を支援します。

＜事業イメージ＞



2. 環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策

みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者が行う、良質な堆肥やバイオ炭等の生産に必要な機械・設備の整備等や調査・分析・改良等を支援します。また、環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物（有機農産物等）の流通の合理化に必要な機械・施設整備等や製品流通のための調査等を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員等（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合

＜事業の流れ＞



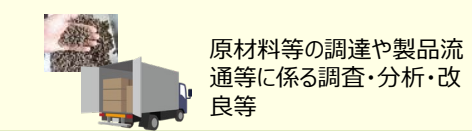
環境負荷低減の取組を支える基盤強化

- ① 環境負荷低減に資する資材の生産・販売、② 環境負荷を低減して生産された農林水産物（有機農産物等）の流通の合理化に必要な機械・施設整備等の取組を支援

＜導入対象となる機械・設備・施設等のイメージ＞



＜支援対象となる調査・分析等の取組のイメージ＞



【お問い合わせ先】（1の事業）大臣官房環境バイオマス政策課（03-6738-6479）
（2の事業）大臣官房みどりの食料システム戦略グループ（03-6744-7186）

「みどりハード（資材の生産）」の仕組み①－1

【本事業の目的】

みどりの食料システム法の認定を受けた事業者が行う、**良質な堆肥やバイオ炭等の生産**に必要な**機械・設備の整備等**や**調査・分析・改良等**を支援。

【事業内容】

- みどりの食料システム法に基づく**認定基盤確立事業実施計画に従って行われる基盤確立事業に必要な取組を支援**する。支援内容は、下記（１）又は（２）の取組とする。

（１）資材の生産・販売に必要な機械・施設の整備等（ハード）【交付率：1/2以内（補助上限1.5億円）】

代替肥料やバイオ炭等の生産及び広域的な流通を図るために用いられる機械・施設（これらに附帯する設備を含む。）の整備

例：ペレタイザー、農業系廃棄物の炭化装置 等

（２）資材の生産に必要な調査、検査・分析、実証試験等（ソフト）【交付率：定額※（補助上限650万円）】

環境負荷低減に資する資材の広域的な普及・原材料の調達の安定化を図るために必要な調査・検討や品質の検査・分析、事業成果の情報発信等の実施に当たって必要となる取組

例：利用可能な未利用資源や調達先となる生産者の調査・検討
資材の栽培実証 等

※リース費は交付率1/2以内

【事業実施主体】

- 以下のいずれかであって、**交付申請までに(※)基盤確立事業実施計画の申請を行い、認定を受けた者**

（※本事業の事業実施計画をもって基盤確立事業実施計画の申請様式に代えることができるものとする）

①地方公共団体

②民間団体等

農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社及び地方独立行政法人

令和5年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち、
環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策

堆肥やバイオ炭等の 効果の分析や栽培実証を支援します！

○対象となる取組例

地域の農業者へ販売



事業規模を拡大



～堆肥を生産・販売している事業者～
複数県の農業者へ販売



事業規模を拡大し、広域に販売するために必要な

・これまでに行っていない品目での栽培実証

⇒ 検証ほ場の借上げ費、燃料費、旅費

・生産している肥料効果の検証・改良

⇒ 原材料費、旅費

・実証・検証結果の情報発信

⇒ 展示会への出展経費、旅費、印刷代



○交付率：定額 ○交付上限額：推進事業 650万円

※上記の取組の他、堆肥やバイオ炭等の生産に必要な機械・施設の整備等の支援も行っています。

※実施主体は、みどり法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受ける必要があります。

詳細はこちら⇒<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/attach/pdf/houritsu-72.pdf>



お問合せ先 農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
(TEL:03-6744-1865)

(交付金の申請先)

事業実施場所を管轄する都道府県庁

みどり交付金

検索

令和5年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち、
環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策

堆肥やバイオ炭等の 生産に必要な機械・施設の整備を支援します！

○対象となる取組例

地域の農業者へ販売



事業規模を拡大



～堆肥を生産・販売している事業者～
複数県の農業者へ販売



事業規模を拡大し、広域に販売するために必要な

・機械・施設の整備(新築、新設又は新品)

⇒ペレタイザーや炭化装置等の整備に係る経費

・既存の施設等の改修

⇒耐震化工事、改修する中古施設の取得 等



ペレタイザー



農産系廃棄物の炭化装置

○交付率：2分の1以内 ○交付上限額：整備事業 1.5億円

※実施主体は、みどり法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受ける必要があります。

詳細はこちら⇒<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/attach/pdf/houritsu-72.pdf>

※本事業のほか、堆肥の生産施設については、国内肥料資源利用拡大対策事業、

堆肥・バイオ炭の生産施設については、強い農業づくり総合支援交付金(うち産地基幹施設等支援タイプ)、産地生産基盤パワーアップ事業(うち収益性向上対策)などが活用できる場合があるので、ご参照ください。



お問合せ先 農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
(TEL:03-6744-1865)

(交付金の申請先)

事業実施場所を管轄する都道府県庁

みどり交付金

検索

「みどりハード（流通の合理化）」の仕組み①－２

【本事業の目的】

有機農産物又は特別栽培農産物等の農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物（以下「**環境負荷低減農林水産物**」という。）の**流通の合理化等を推進**

【事業内容】

- みどりの食料システム法に基づく**認定基盤確立事業実施計画に従って行われる基盤確立事業に必要な取組を支援**する。支援内容は、下記（１）又は（２）の取組とする。

（１）流通の合理化に必要な機械・施設の整備等（ハード）【交付率：1/2以内（補助上限1.5億円）】

環境負荷低減農林水産物の流通を合理化するために用いられる機械・施設（これらに附随する設備を含む。）の整備

例：小規模貯蔵施設の導入、保管庫の整備 等

（２）流通の合理化に必要な調査、検査・分析、実証試験等（ソフト）【交付率：定額※（補助上限650万円）】

環境負荷低減農林水産物の調達の安定化・広域化に資する調査、物流構築に係る実証等、流通の合理化を図るに当たって必要となる取組の実施

例：新たな物流構築に係る検討や生産者の分布調査 等

※リース費は交付率1/2以内

【事業実施主体】

- 以下のいずれかであって、**交付申請までに(※)基盤確立事業実施計画の申請を行い、認定を受けた者**

（※本事業の事業実施計画をもって基盤確立事業実施計画の申請様式に代えることができるものとする）

①地方公共団体

②民間団体等

農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社及び地方独立行政法人

みどりハードによる環境負荷低減農林水産物の流通の合理化支援

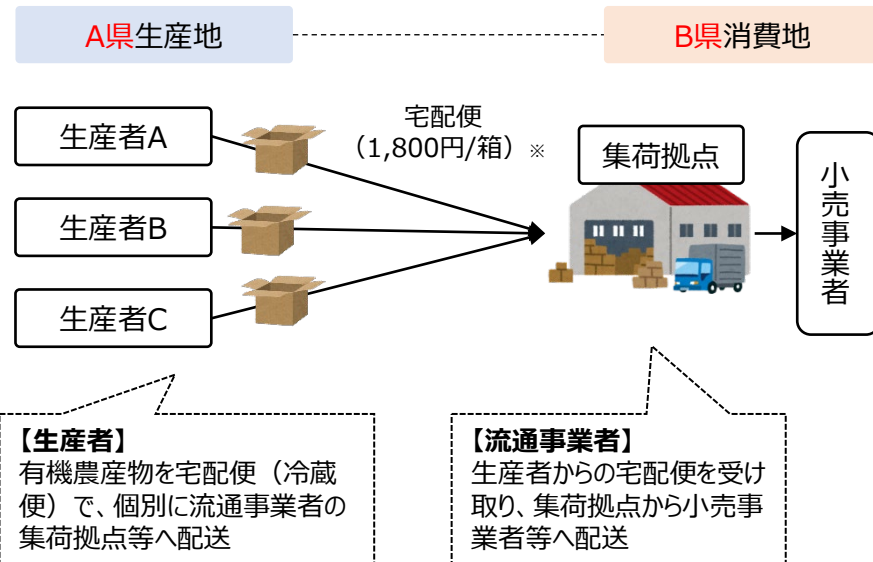
- 当該農林水産物は、集荷のロットの小ささ等から、宅配便等の個別配送の割合が高く、慣行農産物よりも割高な流通コストが小売り価格の高さの要因にもなっているところ。
- 環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策（みどりハード）において、当該農林水産物の流通の合理化に必要な機械・施設等の整備を支援対象に追加し、消費者に届きやすい環境づくりを図る。

現状

（例）

- 有機の生産者等が点在している地域においては、集荷のロットが小さく、宅配便を使用した輸送の割合が大きいため、慣行農産物に比べて、流通コストが割高になっていることが課題。

【有機農産物の流通の例】



※有機農業推進総合対策（R2,R4）のうち流通技術課題対応実証結果より

※上記の他、基盤確立事業の認定には、以下の要件があります。

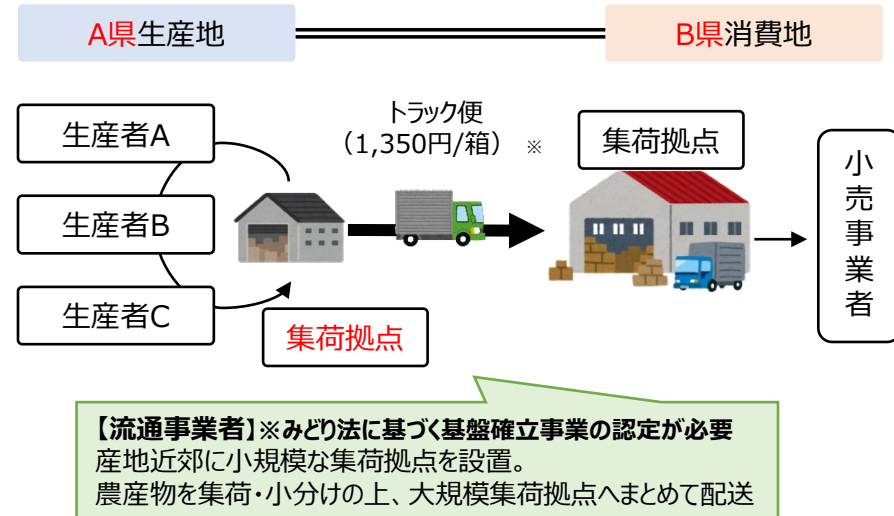
- ・ 事業者にとって、新たに当該農林水産物の流通のコストを削減するための流通の効率化、又は当該農林水産物等の価値を高め、若しくは新たな需要開拓のための品質管理等の高度化を図る取組である。
- ・ 農林水産物の安定調達に向けた農林漁業者との取引関係を構築するものであること。
- ・ 広域的に農林水産漁業者と取引を行うこと、又は当該農林水産物を広域的に流通・販売すること。

流通合理化の取組後

（例）

- 産地近郊に小規模な物流拠点を整備することで、出荷物のロットがまとまり、トラック便等の輸送手段が可能となり、流通コストを低減。

【合理化された流通の例】



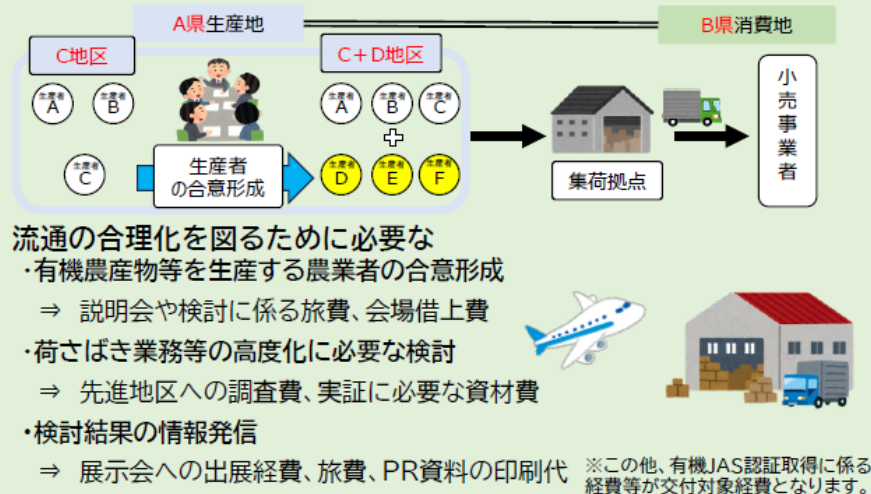
流通の合理化により流通コストを最大2割削減
（有機農産物の小売り価格で1割程度の低減）

令和5年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち、
環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策

有機農産物等の流通の合理化に
必要な調査・検討等の取組を支援します！

○対象となる取組例

～有機農産物等の調達の安定化・強化～



○交付率：定額 ○交付上限額：推進事業 650万円

※上記の取組の他、有機農産物等の流通の合理化に必要な機械・施設の整備等の支援も行っています。

※実施主体は、みどりに基づく基盤確立事業実施計画の認定を受ける必要があります。

詳細はこちら⇒ <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/attach/pdf/houritsu-72.pdf>



お問合せ先 農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
(TEL:03-6744-1865)

交付金の申請先 事業実施場所を管轄する都道府県庁

みどり交付金

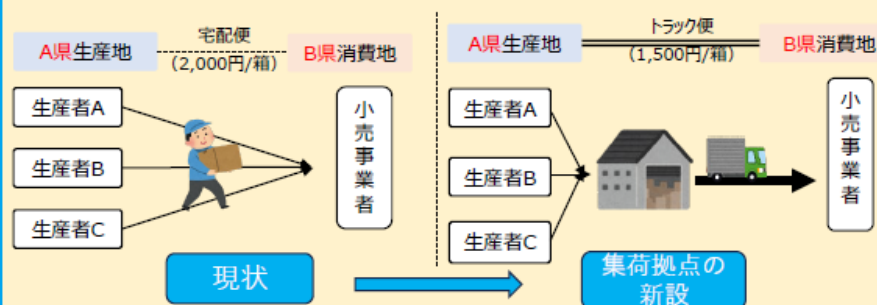
検索

令和5年度みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち、
環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策

有機農産物等の流通の合理化に
必要な機械・施設整備を支援します！

○対象となる取組例

～流通の合理化による流通コストの削減～



有機農産物等の流通の合理化を図るために必要な

- ・機械・施設の整備(新設、増設)
⇒ 共同配送施設、倉庫、調製施設等の整備に係る経費
- ・既存の施設等の改修
⇒ 改修する中古施設の取得、既存施設の改修経費 等



小規模貯蔵施設

○交付率：2分の1以内 ○交付上限額：整備事業 1.5億円

※上記の取組の他、有機農産物等の流通の合理化に必要な調査・検討等の支援も行っています。

※実施主体は、みどりに基づく基盤確立事業実施計画の認定を受ける必要があります。

詳細はこちら⇒ <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/attach/pdf/houritsu-72.pdf>



お問合せ先 農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
(TEL:03-6744-1865)

交付金の申請先 事業実施場所を管轄する都道府県庁

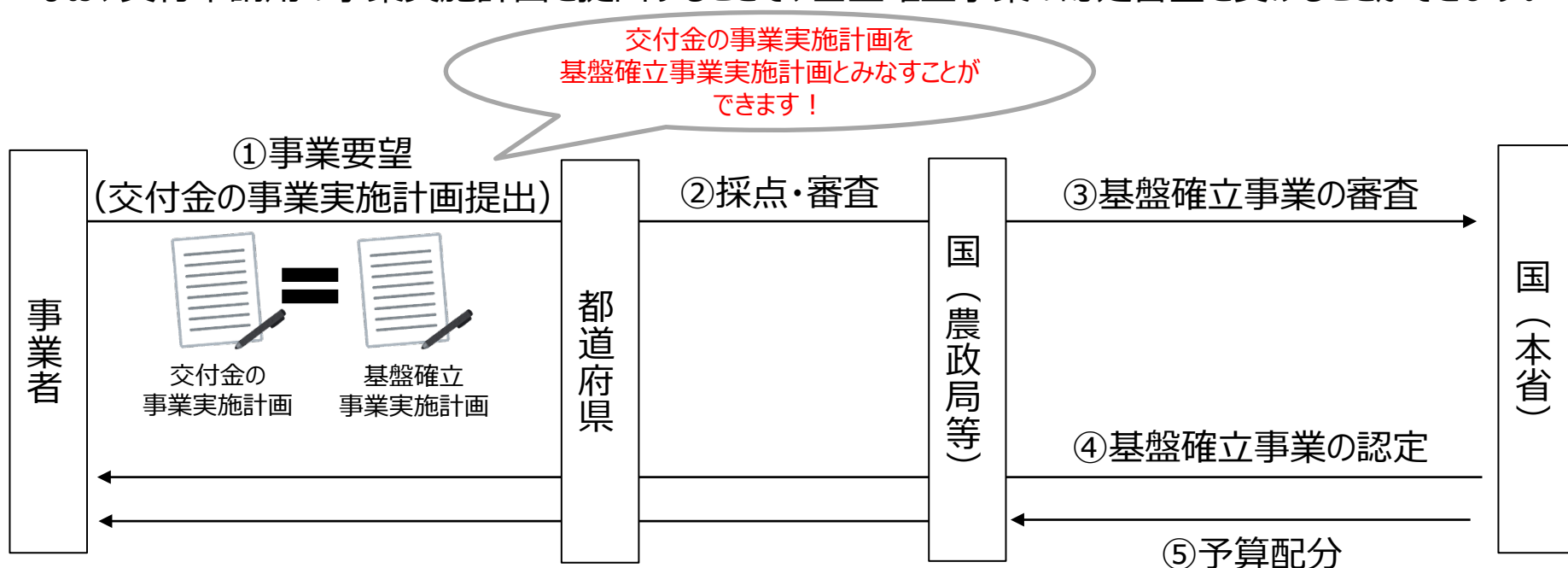
みどり交付金

検索

「みどりハード」の仕組み②

【事業執行イメージ】

事業実施主体は、交付申請までに基盤確立事業の認定を受ける必要があります。
 なお、交付申請用の事業実施計画を提出することで、基盤確立事業の認定審査を受けることができます。



【主な事業要件】

主な要件	詳細
環境負荷の低減の効果の増進を図ること。	環境負荷を低減して生産した農林水産物の付加価値の向上や化学肥料の使用低減につながるなど 環境負荷低減の効果の増進を図る取組 であること。
波及性・先進性が認められること。	製品やサービスの普及状況、同業他社や事業実施地域における事業の実施状況を勘案した 先進性を有していること 。また 効果が県域等を超えて波及 すること。